破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５１号
岩手県一関市山目町１丁目９番13号
債務者　遠藤　康弘
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第５４号
岩手県陸前高田市竹駒町字滝の里105番地５滝の里工業団地仮設住宅16―６号
債務者　村上　大樹
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第２１６号
山形市上町３丁目13番８号　コーポ岩瀬105号
債務者　武田沙江子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０３号
三重県伊勢市河崎１丁目７番36号、前住所三重県伊勢市河崎２丁目24番７号
債務者　松本真由美
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
島根県出雲市下横町168番地　マルワハイツ303
債務者　吉川久美子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第６７号
島根県出雲市下横町168番地　マルワハイツ303
債務者　吉川由季子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第１１２９号
埼玉県新座市本多１丁目16番３―205号、旧住所埼玉県新座市石神５丁目５番11号　神宝ハイツ105号室
債務者　新井　元信
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１３０号
埼玉県新座市本多１丁目16番３―205号、旧住所埼玉県新座市石神５丁目５番11号　神宝ハイツ105号室
債務者　新井　恵子
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３７６号
埼玉県川口市大字芝5202番地
債務者　川鍋　泰一
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９２号
埼玉県戸田市美女木１丁目17番地の26　コーポアレム102号室
債務者　村上　国彦
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５１号
広島県山県郡北広島町有田1192、住民票上の住所広島県三次市畠敷町974番地１
債務者　田宮　信之
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第３４５号
群馬県伊勢崎市西久保町３丁目705番地５
債務者　平田　正賢
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３４６号
群馬県伊勢崎市西久保町３丁目705番地５
債務者　平田　佳江
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２３９号
群馬県高崎市石原町3214番地１　エスポワール203号
債務者　園部　　章
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２４０号
群馬県高崎市石原町3214番地１　エスポワール203号
債務者　園部　勝子
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第５２７号
埼玉県八潮市八潮６丁目３番地１　埼中コーポ201、旧住所埼玉県八潮市八潮６丁目３番地１　埼中コーポ107
債務者　ラーメン専科こと　箕輪　　正
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５２８号
埼玉県八潮市八潮６丁目３番地１　埼中コーポ201、旧住所埼玉県八潮市八潮６丁目３番地１　埼中コーポ107
債務者　箕輪　里子
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係